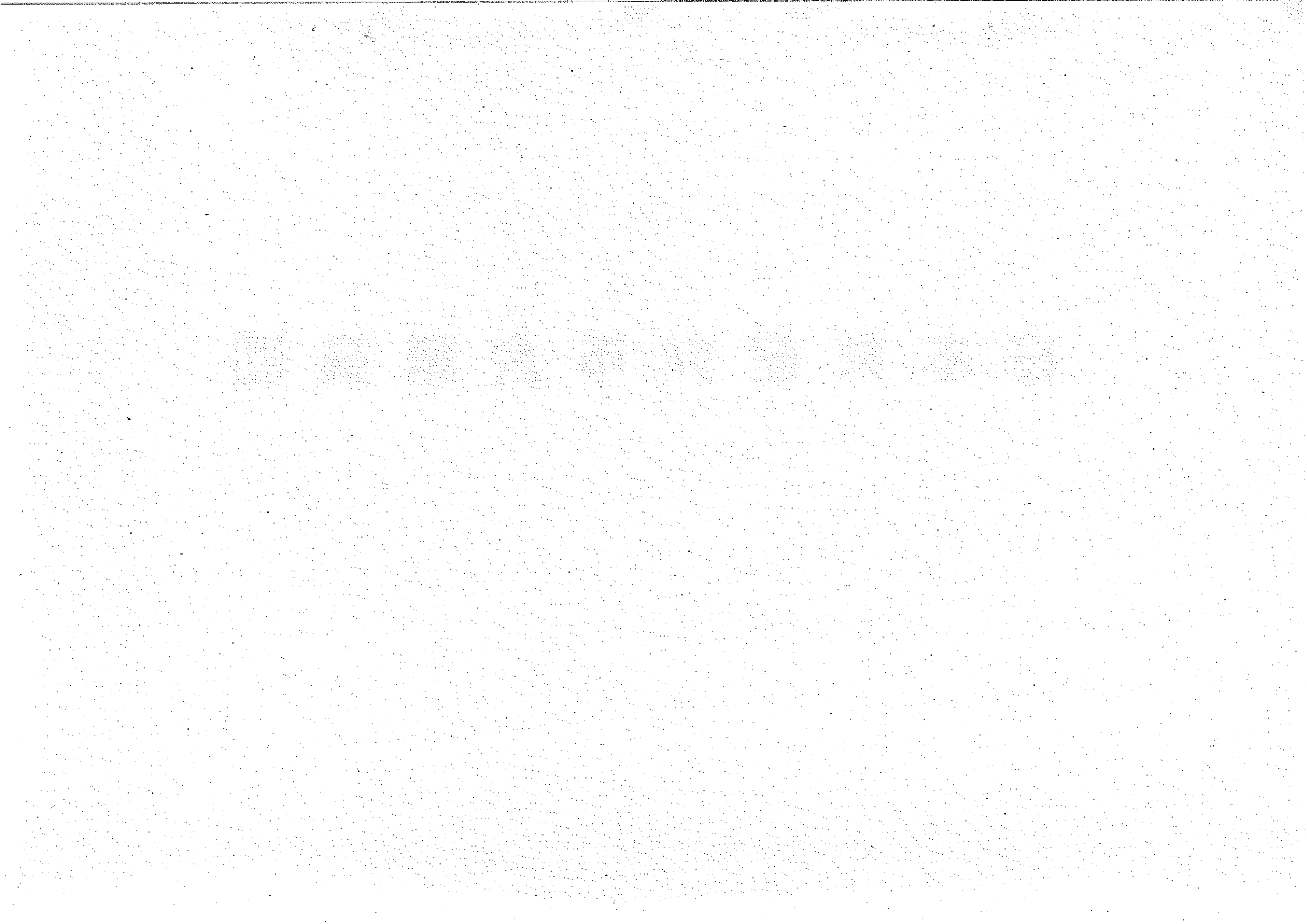


日本共産党市会議員団



番号	要望事項	環境部	所管課	現状及び今後の方針	備考
1	重点要望 1. 廃プラ処理の見直しで、健康被害の解消を進めること。	環境部	環境総務課	廃プラスチック処理の手法につきましては、関係各市の状況や考え方を整理するため、北河内4市環境部事務担当者会議において、リサイクルの在り方等について、引き続き、協議を進めてまいります。	重点 変更
2	2. ごみ減量の取り組みを進めること。ごみ処理の見直しとごみ減量目標と計画を新たに作成すること。	環境部	環境総務課	ごみ減量の取組につきましては、平成28年度に実施した市民アンケート調査、ごみ質分析調査から得られた結果を基に、生ごみの水切り、可燃ごみに混入している古紙類の分別・リサイクルを軸としたごみ減量施策を実施してまいります。	重点 変更
3	3. 介護保険料を引き下げること。保険料・利用料の減免制度を創設すること。	福祉部	高齢介護室	介護保険料につきましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階設定により、低所得者への配慮を行っております。 保険料の減免制度については、保険料を設定する際に、減免内容を踏まえた上で算定する必要があるため、次期市介護保険事業計画策定に当たっての課題として、調査・研究してまいります。 利用料の減免制度については、引き続き、調査・研究してまいります。	重点 継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
4	4. 来年度から実施予定の日常生活総合支援事業については、現行サービス入の水準を保つことを基本として行うこと。	福祉部 高齢介護室	介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、市民一入に対応するため、現行サービスに準じたサービスのみ、基準を緩和するなど、多様なサービスを導入してまいります。	重点 新規
5	5. 中核市移行については、他市の現状を丁寧に調査し、必要な専門職の確保や条件整備を行うこと。	経営企画部 総務部 中核市調査課 人事室	中核市移行につきましては、大阪府内中核市等の取組実績等を参考にするとともに、大阪府との情報共有、協議等を行ってまいります。また、大阪府から新たに移譲を受ける事務等を着実に遂行するため、移行に関わる行政課題への対応や事務事業の遂行に必要な職種等を精査した上で、専門職等の職員の計画的な採用を行うとともに、大阪府等との人事交流を行うなど、優れた人材の確保を図ってまいります。	重点 変更
6	6. フクタワーカ一の導入を具体化すること。	人・ふれあい部 危機管理室 健康部 健康推進室	フクタワーカ一の導入につきましては、豊屋川市、枚方市、交野市及び枚方復屋川消防組合で構成する、フクタワーカ一の検討会を設置し、オプザバーとして参加している関西医科大学附属病院内も含め、導入効果の確認、運用の在り方、費用負担の考え方など、事業の枠組みについて協議を重ね、基本的な方向性について合意しており、その実現に向け取り組んでまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
7	7. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。	市民生活部 福祉部 まち政策部	産業振興室 高齢介護室 障害福祉課 まちづくり指導課	住宅リフォームへの助成につきましては、引き続き、木造住宅における耐震改修費用の補助、介護保険制度及び障害福祉制度における住宅改修費用の助成等を実施してまいります。	重点 変更
8	8. 空き家対策の具体化をすすめること。	まち政策部	都市計画室	空き家対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法及び寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例に基づき、空き家の適切な管理、活用等の促進を目的とする、市空き家等対策計画を平成29年度に策定し、空き家の解消に向けた取組等を進めてまいります。	重点 変更
9	9. 新たな大型開発は行わないこと。第二京阪沿道の市街化方針を見直し、東部地域の市街化調整区域を保全して、緑や自然の再生、農地の保全をはかること。	市民生活部 まち政策部 まち建設部	産業振興室 都市計画室 水・みどり室	東部地域の市街化調整区域につきましては、緑や自然の再生、農地の保全等を含め、市の将来を見据えた魅力あるまちづくりを計画的に行うことが必要不可欠であることから、引き続き、第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、まちづくり協議会等との協働により、地域特性をいかした計画的なまちづくりに取り組んでまいります。 また、大規模商業店舗の出店などによる大規模開発については、周辺地域の生活環境への影響等について、大阪府に情報提供や説明を十分に行うよう要請しております。	重点 継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
10	10. 小中一貫校の設置については、関係者と地域の合意を前提として、現場の声を聞き、慎重に対応すること。	学校教育部 教育政策総務課 施設給食課 学務課 教育指導課	小中一貫校の設置につきましては、保護者、地域などからの様々な御意見をお聞きし、対応してまいります。	重点 変更
11	11. 地域公共交通網形成計画の策定については、高齢者や障害者、子育て世代の声を聞き、各地域の特徴を反映できるような計画にすること。当面、4駅から公共交通への直通バス便の確保を検討すること。	まち建設部 道路交通課	地域公共交通網形成計画の策定につきましては、平成28年10月に、関係機関・事業者で構成される、市地域公共交通協議会を設置し、地域公共交通の在り方について議論するとともに、他自治体とも連携を図りながら、本市の美情に於いた様々な交通手段について検討するなど、策定に向けた取組を進めてまいります。4駅から公共交通への直通バス便の確保については、市民の利便性の向上につながるものでありますが、採算性などの課題があるものと認識しております。	重点 変更
12	12. 3 5入学級を計画的にすすめること。	学校教育部 学務課	35入学級につきましては、小学3年生での導入の効果を十分に検証し、今後の在り方について、調査・研究してまいります。	重点 変更
13	13. 就学援助制度については、国の支給項目であるクワ活動費、生徒会費、PTA会費の追加、入学準備金の給付時期を早めることなど、さらなる拡充を検討すること。	学校教育部 教育政策総務課	就学援助制度につきまして、クワ活動費等に対する支給は、困難であると考えております。入学準備金の給付時期を早めることについては、検討しております。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
14	14. 認可保育所を増やし、保育所の待機児を解消すること。	こども部 保育課	待機児童対策につきましては、待機児童ZEROプランにおける、保育士処遇改善事業、保育士宿舍借り上げ支援事業等を推進し、保育士確保に努めるとともに、既存保育所の定員増、定員の弾力化の活用、待機児童を対象とした認可保育施設や事業所内保育事業所の開設などにより、保育の供給量の確保を行うなど、年度を通じた待機児童解消に取り組んでまいります。	重点 変更
15	15. 保育料については、まず多子軽減の所得制限をなくすこと。	こども部 学校教育部 保育課 学務課	保育料につきましては、平成29年度から、市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化するとともに、認定こども園の幼稚園部分における、年収約360万円未満世帯について、第1子・第2子の保育料を軽減し、多子軽減を拡充してまいります。 また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みにし、保護者負担の軽減を図ってまいります。 今後とも、国の制度の動向を注視してまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
16	16. 公立保育所の3才児以上の完全給食を実施すること。	こども部	公立保育所での3歳児以上の完全給食の実施につきましては、炊飯を行うための調理室の整備、給食調理員の確保や主食提供に伴う保護者負担が生じることが課題と考えておりますが、引き続き、財源の確保を国に要望してまいります。	重点 変更
17	17. 子どもの貧困実態調査を行い、貧困対策推進計画の策定を検討すること。	こども部	子どもの貧困実態調査につきましては、大阪府が実施している調査の結果を踏まえ、活用方法を検討してまいります。子どもの貧困対策推進計画の策定については、今後、他市の策定状況等を注視するとともに、調査・研究してまいります。	重点 新規
18	18. 子ども食堂など、市民の子どもを守る取り組みに対する支援を検討すること。	こども部	子ども食堂につきましては、子どもの貧困対策の一つとしても注目されており、地域で子どもを守る環境を整備するため、開設及び運営の支援に取り組んでまいります。	重点 新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
19	19. 小中学校の給食費の無償化を検討すること。当面、第3子の無償化を具体化すること。	学校教育部 施設給食課	<p>学校給食の無償化につきましては、一般財源での負担が大きいことに加え、その負担が後年度も続くことなど、多くの課題があると認識しておりますが、第3子の無償化実施に向けて検討しているところです。</p> <p>今後、中長期的な視点を踏まえた調査・研究が必要であると考えております。</p>	重点 新規
20	20. あかつき・ひばり園の引き継ぎ体制については、保護者・関係者の意見を聞き、可能な限り市職員を園に残すこと。担当ラインの体制強化、法人の職員確保については市が責任をもつこと。	こども部 子育て支援課	<p>あかつき・ひばり園の引継体制につきましては、法人と共に、引き続き、保護者、現場職員等の意見を聞きながら、保護者の不安の解消が図れるよう、療育水準の維持向上を目指し、担当ラインの体制も含め、適切な職員配置に努めてまいります。</p> <p>指定管理業務に要する職員体制については、法人と協議の上、適切に対応してまいります。</p>	重点 継続
21	21. 通学路の安全確保のために、交通指導員の増員と適正配置を行うこと。	学校教育部 学務課	<p>交通指導員につきましては、今後も適正配置に努めてまいります。</p>	重点 継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
22	22. 市民が気軽に利用できるスポーツ施設の整備をすすめること。	社会教育部 文化スポーツ室	スポーツ施設の整備につきましては、市民が気軽にスポーツ活動を行えるよう、引き続き、市民体育館、池の里市民交流センター体育施設等の充実に努めてまいります。	重点 継続
23	23. 学校のプールについては、地域で利用できるような条件整備をすすめること。	学校教育部 施設給食課	学校のプールのにつきましては、大阪府遊泳場条例が適用され、開放できる基準を満たすためには多額の施設整備費用を要すること、開放日数も10日程度と短いことなどから、困難であると考えております。	重点 継続
24	24. 水に親しめる子どもの遊び場や、家族でパークューなどができる施設を増やすこと。	まち建設部 水・みどり室	水に親しめる子どもの遊び場につきましては、現在、池田せらぎ公園などの水景施設があり、引き続き、市民が水場に親しみ、利用できる環境づくりに努めてまいります。 公園でのパークューなどについては、現在、淀川河川公園、寝屋川公園等において、美施可能となっております。	重点 新規
25	25. 学童保育事業については、土曜開所を検討すること。	社会教育部 青少年課	土曜開所につきましては、現在、困難であると考えておりますが、他自治体の状況を踏まえ、調査・研究してまいります。	重点 継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
26	26. 全国学力テストの学校別の結果公表はおこなわないこと。	学校教育部 教育指導課	全国学力テストの学校別の結果公表につきましては、教育施策の改善、児童・生徒の学習状況の改善等につなげていくこと、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると考えております。	重点 継続
27	27. 小中学校のトイレの抜本改修を急ぐとともに、計画的に各校各階に洋式トイレを設置すること。	学校教育部 施設給食課	小中学校のトイレ改修につきましては、平成30年度までに洋式化の整備率を40パーセントから50パーセントを目標に進めてまいります。	重点 変更
28	28. 小中学校の大規模改修の計画の策定と、老朽化した学校園の窓のアルミサッシ化をはじめ、中小規模の改修計画をすすめること。学校施設の管理費、修繕費を増額すること。	学校教育部 施設給食課	小中学校の大規模改修につきましては、現在策定中の市公共施設等総合管理計画を踏まえ、具体的な対応方針を定める個別の施設計画を策定し、適切に対応してまいります。 学校施設の管理費、修繕費については、引き続き、予算の確保に努めてまいります。	重点 変更
29	29. 中学校給食については、あたたかいもので、子どもが喜んで食べられるものに抜本的に改善すること。	学校教育部 施設給食課	中学校給食の改善につきましては、平成29年度末に調理業務委託の契約期間が満了することを踏まえ、将来的な中学校給食の方式、提供方法等を検討し、方向性を示してまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
30	30. 司書の新規採用をおこない、図書館に配置すること。 と。	社会教育部 中央図書館	図書館司書につきましては、図書館 サービスの維持向上、司書の専門性継承 を図るため、次期定員適正化計画、職員 数の動向、今後の図書館の在り方を踏 まえ、計画的かつ適正な職員配置を行っ てまいります。	重点 変更
31	31. 市職員の健康管理を行うこと。	総務部 人事室	市職員の健康管理につきましては、労 働安全衛生法等にのっとり、引き続き、 職員の安全と健康の確保を図ってまいり ます。	重点 新規
32	32. 教職員の労働安全衛生委員会を設置すること。	学校教育部 学務課	教職員の労働安全衛生委員会につきま しては、設置に向けた検討をしております。 す。	重点 変更
33	国や大阪府に要望すること (国に対して [33~48]) 33. 給付制の奨学金制度の創設を求めること。	学校教育部 教育政策総務課	給付型奨学金制度の創設につきまして は、平成29年度から、国が、大学等に在 学する人に対し、給付型奨学金を先行実 施する予定です。	継続
34	34. 国民健康保険料の低所得者に対する負担軽減策を さらに拡充すること。	健康部 保険事業室	国民健康保険料の低所得者に対する負 担軽減策につきましては、従前から国に 要望しており、平成26年度から3年連続 で保険料の軽減対象が拡大されるとも に、平成29年度も更に拡大が予定されて おります。今後も、更なる拡充を要望し てまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
35	35. 介護保険事業の調整交付金については、事業費の4分の1負担とは別枠にすること。	福祉部 高齢介護室	介護保険事業の調整交付金につきましては、国の負担割合とは別枠にすることを、引き続き、全国市長会を通じて、国に要望してまいります。	継続
36	36. 要支援に続く、要介護1、2の高齢者を介護保険制度から外すことがないように国に求めること。	福祉部 高齢介護室	介護保険法の改正につきましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。	新規
37	37. 所得税法56条の廃止を国に求めること。	財務部 市民税課	所得税法につきましては、国税に関する法律であるため、国において議論されるべき問題であると考えております。	継続
38	38. 正規労働者雇用の拡大、労働者の解雇規制、サービス残業等の規制を国へ求めること。ブラック企業規制法を制定するよう国にもとめること。	市民生活部 産業振興室	正規雇用の拡大や労働者の解雇規制、サービス残業等の規制に関わる要望等につきましては、労働関係法令に基づき、労働基準監督署を始めとする関係機関が、諸課題の解決のため努力されており、引き続き、市としても連携し対応してまいります。 いわゆるブラック企業の規制については、国・府に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
39	39. 農業で生活ができるように、ユメなどの価格保障制度の改善、後継者育成を強化し、国の基幹産業として発展させるよう国にもとめること。	市民生活部 産業振興室	農業生産の振興、農地の保全及び都市農業の永續的展開につきましては、緊急かつ長期的な課題であり、次代を担う農業者の人材育成など、経営体の育成を図るための施策を講じられるよう、引き続き、大阪府を通じて国に要望してまいります。	継続
40	40. 再生可能エネルギーの推進を抜本的に進めるよう国にもとめること。	環境部 環境推進課	再生可能エネルギーの推進につきましては、引き続き、国・府に要望してまいります。	継続
41	41. 容器リサイクル法については、生産者責任の拡大、プラスチック利用の抑制の法制化を国にもとめること。	環境部 環境総務課	容器包装リサイクル法につきましては、拡大生産者責任の原則に基づき、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担させるなど、事業者による発生抑制等のインセンティブが働くような制度の確立を、引き続き、大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。	継続
42	42. こども医療費助成制度の創設を国にもとめること。	健康部 保険事業室	子ども医療費助成制度につきましては、引き続き、国に創設を要望してまいります。	変更
43	43. 認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化を国にもとめること。	福祉部 高齢介護室	認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化につきましては、引き続き、利用者等の状況を勘案し、国に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	健康部	所管課	現状及び今後の方針	備考
44	44. 75歳以上の高齢者の医療費無料化を国にもとめること。	健康部	保険事業室	後期高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革国民会議において、現在では十分定着していると考えられ、今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当であると報告されております。	継続
45	45. 肝硬変・肝ガン患者に対する医療費助成制度創設を国にもとめること。	健康部	保険事業室	医療費助成につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、対象疾病について、従来の56疾病が、平成27年1月から110疾病に、7月から306疾病に拡大される中で、肝硬変等の難病も対象とされており、今後も、国の動向を注視してまいります。	継続
46	46. 手話言語法の制定を国に求めること。	福祉部	障害福祉課	手話言語法につきましては、引き続き、国や他自治体の動向を注視してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
47	47. 「応益負担」の仕組みを残す「障害者総合支援法」を見直し、障害者権利条約を批准したことをふまえて、障害者を権利の主体とする新たな法律の制定を国にもとめること。	福祉部 障害福祉課	障害者への支援につきまして、国において平成28年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害差別解消法）が施行されるなど、充実が図られております。また、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しが行われており、平成30年度から施行される予定となっております。 今後、必要に応じて障害福祉施策の充実を全国市長会を通じて国に要望してまいります。	継続
48	48. 業務上の災害又は通勤災害により、軽度外傷性脳損傷で後遺障害がある労働者が労災の障害年金が受給できるよう、労災認定基準改正を国に求めること。	市民生活部 市民課 産業振興室	障害年金受給に関する労災認定基準の改正につきまして、引き続き、関係機関と連携し、国に要望してまいります。	継続
49	49. 福祉4医療費の助成制度の利用者負担の引き上げは中止すること。 (大阪府に対して [49～64])	健康部 保険事業室	福祉医療費助成制度につきましては、大阪府に対し、市町村の負担増としないことなどについて要望しております。なお、今回の利用者負担の引上げに係る制度見直しは、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定など他の公費負担医療を考慮する一方で、制度の持続可能性を勘案し検討されているものであり、引き続き、大阪府の動向を注視してまいります。	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
50	50. 寝屋川北部地下河川、中木田調節池の整備、古川増補幹線の早期着工など、浸水対策事業の推進を大阪府に求めること。	まち建設部 上下水道局	水・みどり室 工務課	寝屋川北部地下河川（鶴見立坑～讃良立坑）につきましては、貯留供用を開始しておりますが、寝屋川北部地下河川全区間の早期完成、中木田調節池、古川増補幹線の早期着手及び完成について、引き続き、大阪府に要望してまいります。	変更
51	51. 女性差別撤廃・非正規労働者と正規労働者の均等待遇・仕事と子育ての両立支援を進めることを大阪府に求めること。	人・ふれあい部	人権文化課	男女共同参画に関する施策につきましては、引き続き、人権施策を始めとする様々な施策の実施について、大阪府に要望してまいります。	継続
52	52. ブラックバイトの根絶をはかるための取り組みを求めること。	市民生活部	産業振興室	ブラックバイトにつきましては、大阪府総合労働事務所が実施する労働相談や各種セミナーについて周知するとともに、関係機関等と連携を図りながら、根絶に向け、取り組んでまいります。	新規
53	53. 信号機が必要な箇所に早急に設置すること。府道の歩車道分離の交差点を増やすこと、歩道との段差をなくすこと。	まち建設部	道路交通課	信号機の設置、府道の歩車道分離の交差点の増設、歩道との段差の解消につきましては、地域の要望、周辺の交通状況等を踏まえ、引き続き、寝屋川警察署及び大阪府に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
54	54. 府営住宅の大幅削減はやめ、新設やエレベーター設置を大阪府に求めること。	まち政策部 まちづくり事業推進室	府営住宅につきましては、大阪府が、大阪府住宅入トツク総合活用計画に基づき、事業を実施されており、大阪府に働きかけを行ってまいります。	継続
55	55. 乳幼児医療助成制度の対象年齢を中学校卒業までに拡充すること。所得制限を撤廃すること。	健康部 保険事業室	大阪府の乳幼児医療助成制度につきましては、引き続き、対象年齢の拡充、所得制限の撤廃を要望してまいります。本市におきましては、平成27年度から、対象年齢を高校生世代（18歳）に到達した年度の末日）まで拡充しております。	継続
56	56. 府立子ども家庭センターの人員配置の拡充、一時保護所、児童養護施設の増設を大阪府に求めること。	子ども部 子どもを守る課	大阪府中央子ども家庭センターの人員配置の拡充等につきましては、引き続き望んでまいります。大阪府市長会を通じて、大阪府に要望してまいります。	継続
57	57. 小中学校に対する府単独加配教員の復活、高校進学者の全員入学、高校授業料の完全無償化、高校統廃合の抜本的見直しを求めること。	学校教育部 教育政策総務課 学務課 教育指導課	小中学校の府単独加配教員の復活等につきましては、大阪府の動向を注視してまいります。	変更
58	58. 定数に見合う正規教諭の配置を求めること。	学校教育部 学務課	教員の配置につきましては、引き続き、大阪府都市教育長協議会、大阪府都市人事担当課長会を通じて大阪府に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
59	59. 35人学級の拡充、支援学級との二重席（ダブルカウント制）の復活を大阪府に求めること。	学校教育部 学務課	少人数学級の拡充につきましては、引き続き、大阪府に要望してまいります。 また、支援学級との在籍のダブルカウントについては、大阪府の動向を注視してまいります。	継続
60	60. 「教職員の評価・育成システム」については、「首席」、「指導教諭」などの配置、差別賃金とともに、大阪府に見直しを求めること。	学校教育部 学務課	教職員の評価・育成システムにつきましては、大阪府内で一斉に本格実施されております。 首席・指導教諭については、大阪府内の市町村立学校において配置されております。	継続
61	61. 差別意識を主要な課題とする偏った「人権教育基本方針」の撤廃を大阪府に求めること。	学校教育部 教育指導課	人権教育基本方針につきましては、大阪府教育委員会が策定したものであり、人権教育を推進してまいります。	継続
62	62. 「中学生チャレンジテスト」を止めることを大阪府に求めること。	学校教育部 教育指導課	中学生チャレンジテストにつきましては、引き続き、大阪府が定めた方針にのっとり、実施してまいります。	変更
63	63. 府立寝屋川支援学校をはじめとする北河内の支援学校の過密・過大の解消と施設・設備の充実を引き続き大阪府に求めること。	学校教育部 教育指導課	支援学校の規模の適正化及び施設・設備の充実につきましては、引き続き、大阪府に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
64	64. 大阪府に移管された寝屋川市の障害児が利用している大阪府立支援学校については、①減らされた介護員の人数を元に戻すこと、②看護士同乗の介護タクシーの実施など、移管時に大阪府が保護者に約束した教育条件や環境を維持すること。	学校教育部 教育指導課	大阪府に移管された大阪府立支援学校につきましては、教育条件が低下しないよう、引き続き、大阪府に要望してまいります。	変更
65	分野別要望項目 65. 「寝屋川市市民憲章」と「非核平和都市宣言」市にふさわしい平和・非核施策をすすめること。	人・ふれあい部 人権文化課	平和に関する取組につきましては、平和意識の高揚と平和の実現に寄与するため、引き続き、恒久平和を願う市民のつどい、平和のバザール普及事業など、様々な啓発事業等を実施してまいります。	継続
66	66. 市財政の黒字が続く中、基金の積み立ては必要ない範囲にとどめ、市民のくらし向上のために有効に活用すること。	財務部 財政課	基金につきましては、将来にわたる市民生活の維持・向上を図るために活用することを基本として、普通会計の実質収支黒字を確保する中で、安定した持続可能な財政基盤の確立に向け、引き続き、地方財政法の規定に基づく積立てを計画的に進めてまいります。	継続
67	67. 指定管理者制度の下では、市民や利用者の意見が反映されるしくみをつくること。	総務部 総務課	指定管理者制度を導入している公の施設につきましては、各施設で実施している利用者へのアンケートの結果を踏まえ、引き続き、市民ニーズに即した管理運営が行われるよう努めてまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
68	68. 窓口業務については、市の責任で市民の相談をきちんと受けること。	財務部 市民生活部 健康部 福祉部 こども部 上下水道局 社会教育部	市民税課 固定資産税課 納税課 市民室 保険事業室 保護課 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 子育て支援課 保育課 業務課 中央図書館	窓口業務につきましては、業務の効率化や市民サービス向上の観点から、公共サービス改革法の規定を踏まえるとともに、個人情報の保護にも留意しながら、引き続き、適切に実施してまいります。	変更
69	69. 現行の人事評価制度は、職員の意見をきいて見直すこと。	総務部	人事室	人事評価制度につきましては、職種等様々な職員で構成する検証委員会において検証を行い、充実を図ってまいります。	継続
70	70. 市長をはじめとする市特別職と議員を対象として、資産の公開と企業団体献金禁止等を定めた政治倫理条例を検討すること。	経営企画部	市長室	市長の資産の公開につきましては、政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例を施行しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
71	71. マイナンバーの記載がないことで不利益な取り扱いは行わないこと。	財務部 市民税課 固定資産税課 納税課 危機管理室 市民生活部 健康部 福祉部 こども部 学校教育部	マイナンバーの記載に関する事務につきましては、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。	新規
72	72. 「公共施設等総合管理計画」については、現在ある施設を市民のために有効に活用することを基本にして市民合意で見直すこと。	財務部 資産活用課	市公共施設等総合管理計画につきましては、パブリック・コメント手続を実施し、市民の意見を考慮した上で策定してまいります。	変更
73	73. 審議会や管理職への女性の登用をすすめること。	総務部 総務課 人事部	女性の登用につきましては、第4期ねやかわ男女共同参画プランや市特定事業主行動計画に基づき、引き続き、審議会等における女性委員の比率の向上や女性職員の管理職への登用の推進に取り組んでまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
74	74. ふらっとねやがわに、DV被害などに対応する常勤の専門職員を配置すること。	人・ふれあい部 人権文化課	ふらっとねやがわにおきましては、引き続き、専門的知識を有する非常勤職員と、正規職員により、DV被害者の相談に対応してまいります。	継続	
75	75. 移転したふらっとねやがわについては、①移転したことを市民に周知すること。②会議室については、登録団体が利用しやすいように、5階以外の会議室についても利用できるようにすること。	人・ふれあい部 人権文化課	ふらっとねやがわの移転につきましては、市広報誌や市ホームページを始め、地域情報誌など各種媒体を通じて、周知活動を行っております。 また、5階以外の会議室の利用については、施設所管課と調整を図りながら、セミナー室等として活用しております。	変更	
76	76. 保育料の算定で用いた「みなし寡婦控除」の対象を広げること。	財務部 健康部 福祉部	市民税課 保険事業室 高齢介護室 障害福祉課	市税における寡婦（夫）控除につきましては、国において家族の在り方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、所得税の諸控除の在り方の議論の中で検討を行うとされていることから、今後、その動向を注視してまいります。 また、子ども医療費については、高校生世代までを対象に、所得制限なく医療費助成制度を実施していることから、現状の制度で負担軽減ができていないものと考えております。	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
77	77. LGBT (性的少数者)への対応策について検討すること。	人・ふれあい部 人権文化課	LGBT (性的少数者)への対応につきましては、引き続き、さらっとねやがわにおいて、様々な悩みや自立をサポーする相談窓口事業を実施するとともに、多様な性を理解する講座等を開催するなど、啓発に努めてまいります。	新規
78	78. 地域協働協議会については、住民全員の参加を基 本に住民自治のもとにすめること。	人・ふれあい部 市民活動振興室	地域協働協議会につきましては、全ての地域住民を対象とし、個人単位でも参加できるものとしております。	変更
79	79. 災害情報を的確につかみ、市民に周知徹底するシステムをつくること。無線放送が全ての地域に関するように改善すること。	人・ふれあい部 危機管理室	雨量などの気象情報につきましては、パソコン、スマートフォンからも閲覧できるよう、ホームページで公開するとともに、防災行政無線の内容を確認できる電話応答サービスを提供しております。	変更
			防災行政無線の屋外子局（スピーカー）の増設については、騒音や設置場所についての課題があり、慎重に検討してまいります。	

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
80	80. 浸水・家屋倒壊等が予想される区域の住民が全員避難できるシステム、要援護者を保護するシステムなどを確立すること。	人・ふれあい部 危機管理室	浸水・家屋倒壊等が起こった場合につきましては、引き続き、区域の住民が速やかに避難できるよう取り組んでまいります。 また、避難行動要支援者に関する情報については、毎月名簿を更新し、必要に応じて関係者に名簿を提供しております。	変更
81	81. 避難施設では、個別スペースの確保など、障害者や障害児（者）や妊産婦などが安心して避難できるような配慮を行うこと。	人・ふれあい部 危機管理室	避難施設につきましては、小学校区ごとに作成している避難所開設・運営マニュアルにおいて、障害児、妊産婦などの要配慮者に対するスペースの確保に努めております。	新規
82	82. 防災会議の委員に女性を選任すること、看護師・助産師・保健師・ケアマネジャーなどを加えること。	人・ふれあい部 危機管理室	防災会議の委員につきましては、防災会議条例の規定に基づき、女性を含め、多様な人材を選任するよう検討してまいります。	継続
83	83. 避難所運営への女性の参加を促進し、女性の意見を反映できる仕組みをつくること。	人・ふれあい部 危機管理室	避難所運営における女性の意見につきましては、小学校区ごとに作成している避難所開設・運営マニュアルにおいて、取り入れ、反映しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
84	84. 住宅の耐震化を促進するための耐震改修助成事業 については、さらなる拡充を検討すること。	まち政策部 まちづくり指導課	耐震改修助成制度につきましては、平成28年度中に策定予定である第二期市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、更なる推進を図ってまいります。	変更
85	85. 被害想定に見合う備蓄品、備蓄施設と備蓄量を確保すること。	人・ふれあい部 危機管理室	災害時用備蓄品につきましては、今後とも、必要な物品の充実、備蓄施設の確保に努めてまいります。	変更
86	86. 感震ブリーカー設置助成制度をつくること。特に高齢者・障害者世帯を急ぐこと。	人・ふれあい部 危機管理室 福祉部 高齢介護室 障害福祉課	感震ブリーカー等の家庭用防災用品設置につきましては、助成を実施してまいります。	継続
87	87. 市内全域に要避難援護者数に見合う福祉避難所を設置し、災害時に障害者、高齢者の安全を確保すること。	福祉部 高齢介護室 障害福祉課	高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全確保につきましては、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等と福祉避難所としての協定を締結しており、今後とも、拡充を図ってまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
88	88. 消防行政については、消防職員の増員等で、国の基準に照らして低い消防力を強化すること。	人・ふれあい部 危機管理室	消防行政につきましては、枚方寝屋川消防組合において、実情に即した消防職員の配置を行っており、枚方寝屋川消防組合第4次将来構想計画に基づき、引き続き、消防力の強化に努めてまいります。	継続	
89	89. 京阪電鉄3駅、JR東寝屋川駅へのホームドア設置をすすめること。	まち政策部 まち建設部	高架事業課 道路交通課	ホームドアの設置につきましては、1日の乗降客数が10万人以上の駅から優先的に進められており、優先順位、財政負担等の課題がありますが、今後、調査・研究してまいります。	新規
90	90. 京阪萱島駅西側にエレベーターの設置をすすめること。JR東寝屋川駅エレベーターについては、西側からも利用できるよう、連絡通路の整備をすすめること。	経営企画部 まち政策部	企画政策課 都市計画室	京阪萱島駅のエレベーターにつきましては、駅前広場のある東側に設置し、乗降客の動線を確認しております。西側については、一部が市域である門真市を含め、関係機関等と協議を行ったところ、負担金等の協議が整わなかったことや、事業者において、鉄道沿線におけるバリアフリー化の優先順位を踏まえ、整備するとされていることから、現状では、設置は困難であると考えております。 JR東寝屋川駅についても、東側にエレベーターを設置しており、西側については、事業者の整備方針から、現状では、設置は困難であると考えております。 引き続き、事業者に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
91	<p>91. 交通バリアフリー法に基づいた市のバリアフリー計画の策定を検討すること。</p>	<p>まち政策部 都市計画室</p>	<p>バリアフリー化につきましては、交通バリアフリー法に基づく基本構想を京阪豊島駅及びJR東横屋川駅周辺地区において策定し、特定経路等の整備が完了しております。今後、法の趣旨を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、バリアフリー化を進めてまいります。</p>	<p>継続</p>
92	<p>92. 公営住宅の整備をすすめること。新婚世帯・低所得者世帯への家賃補助制度をつくること。</p>	<p>経営企画部 まち政策部 福祉部 企画政策課 まちづくり事業推進室 保護課</p>	<p>市営住宅につきましては、市営住宅長寿命化計画に基づき、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家を活用した借上住宅の供給を推進してまいります。新婚家庭への支援については、地域の少子化対策にちなみ、その支援が本市への定住につながっていくよう、国の結婚新生活支援専門費補助制度を活用した住宅補助の取組を実施してまいります。</p> <p>低所得者世帯については、住居確保給付金事業において、離職者であり住宅を失っている人又は失うおそれのある人に対して、引き継ぎ、期限付きで家賃分の給付を行います。</p>	<p>継続</p>

番号	要望事項	所管課		現状及び今後の方針	備考
93	93. 空き地を活用して、公園、緑地を計画的に整備すること。	まち建設部	水・みどり室	公園・緑地の計画的な整備につきましては、引き続き、都市計画に基づき実施してまいります。 空き地の活用については、一団かつ一定規模の用地を確保する必要があり、計画的な整備には不相応であると考えております。	継続
94	94. 水道使用料、下水道使用料の引き下げと福祉減免を検討すること。	上下水道局	経営総務課 業務課	水道料金につきましては、平成23年10月1日から平均10パーセントの引下げを実施しております。 水道料金、下水道使用料については、施設の更新を着実に進めていく必要があることから、現状では、引下げは困難であると考えております。 今後も、持続可能な事業運営の観点から、料金制度の在り方について、調査・研究してまいります。 福祉減免については、独立採算、公平性の確保の観点から、困難であると考えております。	継続
95	95. 小規模企業振興基本法の具体化を市としておこなうこと。産業振興室の予算、人員などの体制を強化すること。	市民生活部	産業振興室	小規模企業振興基本法の具体化につきましては、同法に規定された地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、引き続き、経営支援アドバイザーの活用等の施策を実施してまいります。 産業振興室の体制については、時宜を得た予算、人員の確保に努めてまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
96	96. 小規模工事希望者登録制度を導入し、市内の中小零細業者に仕事をまわすこと。	総務部	工事等につきましては、透明性・公平性の確保の観点から、引き続き、入札参加資格者に対して発注を行ってまいります。	継続
97	97. 市独自の中小企業融資制度を創設すること。	市民生活部 産業振興室	市町村連携型融資制度につきましては、平成28年度から融資利率を1.6パーセントから1.4パーセントに引き下げるとともに、信用保証料の全額補給を実施しているため、新たな制度の創設については困難であると考えております。	継続
98	98. 新規開業・販路開拓などの市独自の補助金制度の創設を検討すること。	市民生活部 産業振興室	創業支援事業補助につきましては、市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を修了した市内開業者に対して行っており、引き続き、適切に支援してまいります。	新規
99	99. 法人市民税の減免制度の創設を検討すること。	財務部 市民税課	法人市民税の減免制度につきましては、地方税法の規定に基づき、公益上の必要があると認められるもの限り、減免を行っております。	新規
100	100. 市の公共事業において、下請けまでの労働者の公正な賃金、適正な労働条件を定めるため、公契約条例の制定を検討すること。	総務部 契約課	賃金その他の労働条件につきまして、国の労働関係法令を遵守するよう、引き続き、指導してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
101	101. 市として、市民の就職・雇用実態調査を行うこと。市内における雇用の拡充をすすめること。	市民生活部 産業振興室	市民の就職・雇用状況につきましては、引き続き、ハローワーク、大阪府、枚方雇用開発協会等、労働関係機関を通じて、実態把握に努めてまいります。 市内における雇用については、ねやがわシティ・ステーションにおいて、ハローワーク枚方による職業紹介コーナーとの連携などにより、雇用の拡充に努めてまいります。	継続
102	102. 地域プレミアム商品券の発行を拡大すること。空き店舗対策など、商店街・市場の活性化につながる具体的な支援を強化すること。市として情報提供やコンサルタント費用助成など、支援を強化すること。	市民生活部 産業振興室	商業振興施策につきましては、引き続き、商品券等発行事業支援、空き店舗対策、地域のふれあいづくりを支援する商業活性化総合支援事業等を推進するとともに、経営支援アドバイザーによる個別・具体的な支援を行うなど、商業の活性化のため、総合的に取り組んでまいります。	継続
103	103. 市内事業所の経営実態調査や業者婦人の暮らし・健康・営業の実態調査を市職員によって行うこと。	市民生活部 産業振興室	市内事業所の経営実態等につきましては、引き続き、市内企業への訪問、融資相談、経営相談を通じて把握に努めてまいります。	継続

番号	104	104	要望事項	<p>104. 都市計画における「農地・農業の保全」を明確にし、農地を減少させない対策を講じて。農家の担い手対策を行うこと。</p>	<p>105. 農地所有者と十分な協議をすすめながら、市がかかわって、市民農園を大幅に増やすこと。農業ボランティア、地域住民による農業への参加など具体化をすること。</p>	106	106
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>産業振興室</p>	産業振興室	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>農地の減少対策につきましては、都市計画マスタープランに基づき、市街化調整区域内の農空間の保全等に努めるとともに、市街化調整区域から市街化区域に輸入する際に、積極的に生産緑地地区の指定を行うなど、引き続き、農あるまちづくりの推進を図ってまいります。</p> <p>農家の担い手対策については、都市農業振興基本法の施行を踏まえた国等の動きを注視し、また、農業サポーター制度の導入など他市における取組も参考に研究を行っております。</p>	<p>市民農園につきましては、拡大に向け、引き続き、農家と協議を進め、市民が農地に親しむ機会を提供するよう取り組んでまいります。</p>	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本法の施行を踏まえた国等の動きを注視し、また、農業サポーター制度の導入など他市における取組も参考に研究を行っております。</p>	<p>都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本法において、新たな基本的な方針が示されたことから、国・府、他自治体の動向を注視しながら検討してまいります。</p>	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>産業振興室</p>	産業振興室	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>産業振興室</p>	産業振興室	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>産業振興室</p>	産業振興室	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>産業振興室</p>	産業振興室	市民生活部	産業振興室	市民生活部
市民生活部	産業振興室	市民生活部	<p>産業振興室</p>	産業振興室	市民生活部	産業振興室	市民生活部
備考	継続	継続	<p>継続</p>	<p>継続</p>	新規	新規	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
107	107. 再生可能エネルギーの推進については、推進目標と導入計画を明確にすること。市民団体との共同で再生可能エネルギーの推進をはかること。	環境部 環境推進課	再生可能エネルギーの推進目標と導入計画につきましては、市環境基本計画及び市地球温暖化対策地域計画において、温室効果ガスの排出削減（地球温暖化対策）の一つの方法として、温室効果ガス排出削減目標に含まれております。 また、市民団体と共同での再生可能エネルギーの推進については、これまで市民団体が取り組まれている事業、他自治体の事例などの情報交換会を行っているところであり、今後、共同で実施可能な取組について協議するなど、実施に向けて、具体的に検討してまいります。	継続
108	108. 公共施設に太陽光パネルを増やすこと。	財務部 人・ふれあい部 環境部 福祉部 上下水道局 学校教育部	太陽光パネルにつきましては、平成29年度末に稼働を予定している新ごみ処理施設に設置いたしますが、その他の公共施設については、設置場所、耐震性及び費用対効果を勘案して検討してまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
109	避難所への太陽光発電、水路などへの小水力発電、市有地での小風力発電などの設置を具体化する こと。	人・ふれあい部 危機管理室 環境推進課 環境部 福祉部 まち建設部 上下水道局 学校教育部	避難所への太陽光発電設備、水路等への水力発電設備、市有地での風力発電設備の設置につきましては、設置場所、耐震性及び費用対効果を勘案して検討してまいります。 なお、太陽光発電については、避難所のひとつなる自治会集会所への設置補助を実施しており、また、平成29年度末に稼働を予定している新ごみ処理施設においては、小規模の風力発電設備を設置してまいります。	継続
110	ごみ減量の推進のため、①生ごみの水分を除去する取り組み、②雑紙の分別とリサイクル化、③集団回収の推進など、市民や自治会の理解と協力を得るための取り組みを積極的に進めること。	環境部 環境総務課	ごみの減量につきましては、家庭系ごみのうち、可燃ごみの減量を推進するため、生ごみの水切り啓発と可燃ごみに混入している雑紙等の古紙の分別を中心に行啓発してまいります。また、資源集団回収活動が未実施地域の自治会等に対する参加の呼び掛けについては、引き続き、実施してまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
111	111. 事業所ゴミについては、分別収集項目を缶ビン以外にも広げること。	環境部 環境総務課	現在、事業所から排出される可燃ごみ及び缶・びんにつきましては、市が受け入れております。事業所から排出されるそのほかのごみについては、事業者が排出者として責任を持って適正に処理されていると認識しておりますが、更なるごみの減量化に向け、調査・研究してまいります。	継続
112	112. 高齢者・障害者・子育て世帯・低所得者の負担を増やす、ごみ収集の有料化はしないこと。	環境部 環境総務課	家庭ごみの有料化につきましては、現在、全国で約6割、大阪府内では約5割の市町村が実施している状況であります。導入については、今後の検討課題として、導入自治体の事例等を調査・研究してまいります。	継続
113	113. 特別養護老人ホームの待機者を解消できるよう、施設の新設をすすめること。待機者解消の年次計画を立てること。低所得者に対しての施設利用料の軽減措置を検討すること。	福祉部 高齢介護室	特別養護老人ホームにつきましては、市高齢者保健福祉計画に基づき、施設を整備し、待機者の解消に努めております。 施設の利用料については、低所得者に対して、高額介護サービス費の支給、食費・居住費の軽減などを行っております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
114	114 地域包括支援センターは、小学校区に1か所を めざして計画的に増やすことを検討すること。専 門職員を配置し、市が責任を果たすこと。	福祉部	地域包括支援センターにつきましては は、平成26年度に市内全中学校区12か所 の設置が完了したところであり、今後、 地域包括支援センターが地域に根差した 取組が行えるよう、更なる機能の充実を 図ってまいります。 また、各地域包括支援センターに、社 会福祉士2人・看護師等1人・主任介護支 援専門員1人の専門職員を配置しており ます。	変更
115	115 要介護認定調査は高齢者の実態に見合ったもの に改善すること。調査票は本人に渡すこと。30 日以内に認定し、一次判定結果は事業所にできる だけ早急に伝えること。	福祉部	高齢介護室	継続
116	116 市内介護事業所のヘルパーなど福祉労働者の待 遇・労働条件を改善し、市民に責任を持って仕事 ができるようにすること。	福祉部	高齢介護室	継続
116	116 市内介護事業所のヘルパーなど福祉労働者の待 遇・労働条件を改善し、市民に責任を持って仕事 ができるようにすること。	福祉部	高齢介護室	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
117	117. 要介護1、2を施設入所の対象外とする改悪に対し、市として現行のサービス水準が低下しないようにすること。	福祉部 高齢介護室	介護保険制度の改正につきましては、引き続き、適切に対応してまいります。	継続
118	118. 介護事業所での障害者の介護サービスについては、市として講習会などを計画し、ヘルパーの育成、スキルアップをはかること。	福祉部 障害福祉課	障害福祉サービス人材の育成支援等につきましては、引き続き、ヘルパー事業者の連絡会等において説明・講習等を実施するとともに、精神障害者に対する知識・技術を更に身に付けていただくため、今後も、精神障害者ホームヘルパースキルアップ研修会を実施してまいります。	継続
119	119. 要介護認定については、新規・更新とも、基本チェックリストによる振り分けはせずに全ての高齢者が申請できるようにすること。	福祉部 高齢介護室	介護予防・日常生活支援総合事業を含む介護サービスの利用につきましては、原則、要介護認定を受けていただくこととしてまいります。	新規
120	120. 配食サービスは、低所得者が利用しやすいように、1食あたりの利用料の引き下げを検討すること。	福祉部 高齢介護室	配食サービスにつきましては、総合事業の実施内容も踏まえ、事業の在り方について検討してまいります。	継続
121	121. まちかどデイハウス事業の増設をはかること。	福祉部 高齢介護室	街かどデイハウス支援事業につきましては、在宅の虚弱又は軽度の支援が必要な高齢者を支援する事業として、引き続き、実施してまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
122	122. 高齢者バスカード補助事業の対象者を拡大し、補助内容の拡大を検討すること。	福祉部 高齢介護室	高齢者バスカード購入補助事業につきましては、京阪バス株式会社が京阪グループ共通バスカードの利用を終了することに伴い、新たに65歳から74歳までの市民税非課税の人及び75歳以上の人へ対象を拡大した上で、公共交通機関で利用できるICカードの購入等に対し補助を行う、高齢者交通系ICカード購入補助事業を実施してまいります。 引き続き、広く市民の外出を促進することにより、介護予防や閉じこもり予防を図ってまいります。	変更
123	123. 財政支援時に約束した小児救急、産科の設置を、関西医科大学里病院に求めること。	健康部 健康推進室	小児救急につきましては、大阪府保健医療計画に基づき、北河内医療圏において、引き続き、初期救急、二次救急及び高度救命救急の連携体制の確立を図ってまいります。 産科の設置については、引き続き、協働を行ってまいります。	変更

番号	要望事項	健康部	所管課	現状及び今後の方針	備考
124	124. 特定健診の審査項目を増やすとともに、審査結果の通知を早めること。精密検査は医師の判断でできるようにすること。	健康部	健康推進室	特定健診の検査項目の追加につきましては、国が定める基本項目に加え、重症化予防に向けた市独自の項目を取り入れており、項目の充実についても、検討しております。また、診査結果については、引き続き、迅速に通知してまいります。 精密検査については、平成25年度から、国の基準に加え、市独自の基準を設け、対象者を拡大しております。	変更
125	125. インフルエンザ予防接種の無料化を検討すること。	健康部 こども部	健康推進室 子育て支援課	B類疾病に該当するインフルエンザワクチンの接種費用につきましては、受益者負担の観点から費用の一部を負担していただいております。 引き続き、生後6か月から中学3年生までの子どもに対して、季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
126	<p>126. がん検診の受診率向上のため、①個別検診の拡充 ②未受診者への個別通知の拡充 ③無料化の検討をすすめること。</p>	健康部	<p>① 子宮がん・大腸がん検診につきましては、集団検診及び個別検診を実施し、市民の利便性の向上を図っております。</p> <p>② 未受診者への個別通知については、がん検診推進事業の対象者のうち、40歳女性の乳がん検診未受診者及び20歳女性の子宮頸がん検診未受診者に対して、引き続き、受診勧奨はがきを送付してまいります。</p> <p>③ 検診費用については、受益者負担の観点から、一部を負担していただいております。</p>	継続
127	<p>127. 現行では集団検診に限られている40歳以下の市民と生活保護利用者においても、40歳以上の特定健診と同じような健診にすること。</p>	健康部	<p>健康推進室</p>	新規
128	<p>128. 国民健康保険料を引き下げることに。</p>	健康部	<p>保険事業室</p>	継続

番号	要望事項	健康部	所管課	現状及び今後の方針	備考
129	129. 国民健康保険の窓口対応については、経済的困難をかかえる世帯などの実態に即して、必要な制度の説明や減免制度の紹介など、対応を改善すること。	健康部	保険事業室	窓口対応につきましては、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対し、国民健康保険条例等に基づき、引き続き、相談等に応じてまいります。	継続
130	130. 医療費一部負担金免除制度は、制度の周知をはかり、通院への適用を検討すること。	健康部	保険事業室	医療費一部負担金の減免制度につきましては、市ホームページに掲載しており、引き続き、窓口での対応を基本として、適切に周知を図ってまいります。 通院への適用については、現在、大阪府・市町村国保広域化調整会議において検討を進めていることから、引き続き、大阪府の動向等を注視してまいります。	変更
131	131. 国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。滞納者への差し押さえはやめること。	財務部 健康部	滞納債権整理回収室 保険事業室	資格証明書・短期被保険者証につきましては、被保険者間の負担の公平性、納付折衝の確保などの観点から、引き続き、国民健康保険法の規定に基づき交付してまいります。 国民健康保険料の滞納処分については、負担の公平性を確保するため、滞納者の実情や実態を十分把握した上で、引き続き、法令に基づき適正に対応してまいります。	変更

番号	132. 後期高齢者医療保険料の滞納者への差し押さえ はやめること。	財務部 健康部	所管課 滞納債権整理回収室 保険事業室	現状及び今後の方針 後期高齢者医療保険料の滞納処分につきましては、負担の公平性を確保するため、滞納者の実情や実態を十分把握した上で、引き続き、法令に基づき適正に対処してまいります。	継続 備考
133	133. 市民に対して生活保護制度の周知をはかること。 ホームページ、ガイドねやかわの改善を行うこと。 住民生活の実態を日常的に把握し、支援が必要な市民に対して積極的な対応をすすめること。	福祉部	福祉部 保護課	生活保護制度につきましては、生活保護のしおり、ホームページ、市広報紙において、引き続き、周知を図ってまいります。 住民生活の実態については、民生委員と意見交換するなどにより、引き続き、日常的な把握に努めてまいります。	継続
134	134. 保護決定(変更) 通知書については、支給金額の内容等を具体的に示し、利用者が理解できるように改善すること。	福祉部	福祉部 保護課	保護決定(変更) 通知書につきましては、は、扶助の種類と金額、変更の理由等を記載し、生活保護受給者が理解しやすいものとしております。	継続
135	135. 不足している生活保護のケースワーカーを補充すること。相談援助機能の充実を図ること。	福祉部	福祉部 保護課	生活保護のケースワーカーにつきましては、就労自立支援員、健康相談支援員、年金収入資産調査員、子どもの健全育成相談員、面接相談員等を活用し、保護の実施体制の充実を図りながら配置しております。	変更

番号	要望事項	福祉部	所管課 保護課	現状及び今後の方針	備考
136	136. 市民の申請権を尊重し、法に基づき申請を受け ること。面接相談員の研修を行うこと。保護決定 通知の届け方など、生活保護利用者と民生委員と の関わり方を見直すこと。	福祉部	保護課	生活保護申請につきましては、引き続 き、制度の説明を行った上で、受け付け てまいります。 面接相談員の研修については、OJT による研修を行っております。 生活保護受給者と民生委員との関わり 方については、世帯の状況を把握するこ とが地域での支援につながることから、 引き続き、協力を求めてまいります。	変更
137	137. 保護決定については、申請後2週間以内に決定 すること。2週間を超える場合は、文書で理由を 通知すること。緊迫状況にある市民が保護決定さ れるまでの期間に生活や健康に支障がないよう に対応すること。	福祉部	保護課	保護決定までの期間につきましては、 申請後2週間以内の決定に努めておりま すが、2週間を超える場合は、申請者に 通知しております。	継続
138	138. 生活保護を必要とする人の利用抑制につながる 「生活保護適正化ホットライン」はやめること。 ポスターについては、本来の制度周知の内容を抜 本的に見直すこと。	福祉部	保護課	生活保護適正化ホットラインにつつま しては、生活困窮者の発見につながる情 報、生活保護の不正受給に関する情報 を受け付け、保護制度の適正及び厳正な運 営に取り組んでおり、引き続き、運用し てまいります。 ポスター内容の見直しについては、考 えておりません。	継続

番号	要望事項	福祉部	所管課	現状及び今後の方針	備考
139	生活保護利用者の小規模多機能施設の宿泊に いても、日帰りと同様に自己負担なく利用できる ようにすること。	福祉部	保護課	小規模多機能型居宅介護施設の宿泊費 につきましては、生活保護の介護扶助で 負担できる部分を除き、引き続き、自己 負担としてまいります。	継続
140	生活保護利用者の「居場所づくり」の具体化を はかること。就労支援に限定せず、ボランティア 体験など、多様な形での自立支援にとりくむこと。	福祉部	保護課	生活保護受給者の自立支援につきまし ては、健康相談、子どもの健全育成相 談、就労自立支援など、引き続き、受給 者それぞれの状況に対応し、取り組んで まいります。	継続
141	生活困難者の電気・ガスについては、滞納を理 由に一方的な停止は行わないよう電気、ガス事業 者に要請すること。	福祉部	保護課	生活困難者への対応につきましては、 電気事業者等から得た情報を必要な支援 にいかすことができるよう努めてまいり ます。	継続
142	保育所の開所時間を午前7時から午後8時にす ること。	福祉部	保育課	公立保育所の保育時間につきまして は、子ども・子育て支援新制度による保 育標準時間(11時間)を基本として、引 き続き、実施してまいります。	継続
143	公立保育所においても、一時保育など保育需要 に応えた施策を実施すること。朝夕の警備員の配 置を検討すること。	福祉部	保育課	公立保育所における一時保育等の実施 や警備員の配置などの安全対策の更なる 強化につきまして、調査・研究してま いります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
144	144. アレルギー対応補助金などの民間保育所への運営費補助金を増額すること。	こども部 保育課	民間保育所等への補助金につきましては、平成28年度に食物アレルギー対策事業補助金を開始するなど、事業の必要性に応じて交付しております。	新規
145	145. 民営化した保育園・認定こども園については、第3者評価を受けるなど、保育水準を評価・維持する取り組みを検討すること。	こども部 保育課	民営化した保育所・認定こども園の保育水準につきましては、公立保育所の水準を引き継ぐことを基本としております。	変更
146	146. 公立保育所の大規模規模改修を計画的にすすめること。	こども部 保育課	公立保育所の大規模改修につきましては、子どもの保育環境の保持・充実を図るため、検討してまいります。	変更
147	147. 病児保育所を萱島、香里地域にも増設すること。利用者減免制度の創設を検討すること。	こども部 保育課	病児保育所につきましては、現在、実施施設数が不足している状況ではありませんが、地域によっては利用しにくい状況があり、市域全体のバランス、利用状況等を踏まえ、引き続き、事業者への開設の要請をしてまいります。 利用者減免制度については、実施する予定はありません。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
148	148. 児童虐待の対応や子育て支援をすすめる家庭児童相談室の体制、機能の拡充を図ること。社会福祉士は正規職員を配置すること。	こども部 こどもを守る課	こども相談担当の体制につきましては、平成28年度から新たに正規職員として社会福祉士1人を配置するとともに、臨床心理士を1人増員し、充実を図っておりますが、新たにスーパーバイザーを配置し、更なる充実を図り、児童虐待の早期発見・早期解決・未然防止に努めてまいります。	継続
149	149. リフレクシユ館の建設にあたっては、子育て支援の拠点施設として、①一時保育など市民の要望にこたえた施策を実施すること。②子育てに関する情報を市民がいつでも得ることができるシステムを作ること。③子育て施策の拡充に見合った職員体制にすること。	こども部 子育て支援課	一時預かり事業につきましては、(仮称)子育てリフレクシユ館において、保護者が笑顔で子育てできるよう、より利用しやすい事業となるよう検討してまいります。	変更
149			<p>(仮称)子育てリフレクシユ館での子育てに関する情報発信については、市民がより情報を取得しやすいように、様々な方法を検討してまいります。</p> <p>職員体制については、適切な職員配置を検討してまいります。</p>	
150	150. 子育て支援センターを小学校区に1か所の設置をめざすこと。	こども部 子育て支援課	子育て支援センターにつきましては、こどもの広場も含めて各中学校区に1か所設置しております。	継続
150			引き続き、各施設の連携を図り、職員の資質向上を図るなど、地域での子育て支援の充実に努めてまいります。	

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
151	151. 障害者差別解消法に基づく市役所内での取り組みを検討すること。	人・ふれあい部 総務部 福祉部	人権文化課 人事室 障害福祉課	障害者差別解消法に基づく取組につきましては、職員が障害者に適切に対応するための対応要領を策定し、全職員への周知を図るとともに、研修等を通じて職員の意識啓発等を図ってまいります。 また、相談体制の整備について検討してまいります。	新規
152	152. 障害児者のショートステイ「大谷の里」については、18才未満の障害児の受け入れを行うこと。専門職員の配置に努力すること。	福祉部	障害福祉課	大谷の里の受入対象者につきましては、実施状況を踏まえ、引き続き、検討してまいります。 職員の配置については、国の基準を上回る配置がなされており、引き続き、必要性を踏まえ、適切に行ってまいります。	継続
153	153. 地域生活支援事業の福祉用品については利用料の無料化を検討すること。	福祉部	障害福祉課	日常生活用具につきましては、障害者総合支援法の規定に基づき、引き続き、負担上限月額を設けた上で1割負担（ストマ・紙おむつを除く。）としてまいります。 また、市民税非課税者に対する無料化については、引き続き、実施してまいります。	継続

番号	要望事項	福祉部	所管課	現状及び今後の方針	備考
154	154. 障害児者の入所、通所施設の増設とショート入所など在宅サービスを拡充し、十分な基盤整備をはかること。ケアホームの整備を推進すること。	福祉部	障害福祉課	障害児者の通所施設につきましては、平成25年度に1か所、平成26年度に1か所、平成27年度に4か所増設されており、今後も、市障害福祉計画(第4期計画)を踏まえ、障害福祉サービスの充実を図っております。	継続
155	155. 精神障害者が地域で暮らすための体験宿泊ができる体制を寝屋川市内に確保すること。	福祉部	障害福祉課	精神障害者の地域移行及び自立した生活を進めるための取組につきましては、体験の場の確保、利用調整、支援体制の整備について関係機関と協議し、検討してまいります。	継続
156	156. 精神障害者の実態把握をおこなうこと。地域生活支援センターが安定して運営できるよう助成を拡充すること。	福祉部	障害福祉課	精神障害者の実態につきましては、引き続き、日常業務を通して把握に努めるとともに、関係機関と連携し、情報共有を図っております。地域生活支援センターについては、安定して運営できるよう、引き続き、支援してまいります。	継続
157	157. 手話言語条例の制定を検討すること。	福祉部	障害福祉課	手話言語条例の制定につきましては、大阪府条例案や他自治体の動向を注視しつつ、引き続き、関係団体との意見交換を行うてまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
158	158. 小・中学校の特別教室・図書室・会議室などに冷暖房設備を設置すること。	学校教育部 施設給食課	特別教室等へのエアコン設置につきましては、現在策定中の市公共施設等総合管理計画を踏まえ、具体的な対応方針を定める個別の施設計画を策定し、適切に対応してまいります。	変更
159	159. 保健室に冷房のみの設置となっている学校については、冷暖房に改善すること。	学校教育部 学務課	保健室へのエアコン設置につきましては、状況に応じて対応してまいります。	変更
160	160. 公立幼稚園の延長保育をすすめること。	学校教育部 学務課	公立幼稚園の預かり保育の実施につきましては、降園後の保護者とその園児の過ごし方が多様であることから、ニーズは低いと考えておりますが、調査・研究してまいります。	新規
161	161. 学校の自主性を尊重し、入学式、卒業式などで「日の丸」・「君が代」の押しつけはしないこと。また、参加者の内心の自由を保障すること。	学校教育部 教育指導課	入学式、卒業式等での国旗の掲揚、国歌の斉唱につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、引き続き、学校を指導してまいります。	継続
162	162. 学校警備員については、複数配置、長期休暇を含むすべての登下校時の配置、中学校への配置にするよう検討すること。	学校教育部 施設給食課	学校安全監視員につきましては、各小中学校に1人配置しております。 学校の安全管理については、引き続き、万全を期してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
163	163. 国の「全国・学習状況調査」、市の「学習到達度調査」は中止すること。	学校教育部 教育指導課 教育研修センター	全国学力・学習状況調査及び学習到達度調査につきましては、教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、教育施策に関する継続的な検証を行う必要があるため、引き続き、国が定めた方針にのっとり、実施してまいります。	変更
164	164. 一人ひとりの児童・生徒の障害や成長にあった教科書・副教材が使用できるように予算をくむこと。	学校教育部 学務課 教育指導課	教科書及び副教材につきましては、児童・生徒の障害の状況や成長に合わせた課題に対応できるよう、選定・採用に努めているところです。	継続
165	165. 英語教育の実施にあたっては、教職員などの体制を確保すること。	学校教育部 学務課 教育指導課 教育研修センター	英語教育の実施につきましては、教員の指導力の向上が必要であり、引き続き、英語教育における国の動向を踏まえ、教員の指導力の向上に資する研修等を行ってまいります。	変更
166	166. 英語検定については、現場の教職員の意見を聞き、授業時間中の実施などについても見直すこと。また、英検の受検率を学校教育の施策指標にすることはやめること。	学校教育部 教育指導課	英語検定の実施時間帯につきましては、引き続き、適切に指導してまいります。また、受検率については、今後も、コミュニケーション力の育成を目指した英語教育を推進するための指標の一つとしてまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
167	167. 各校に、教職員の更衣室・休養室を男女別に設置すること。老朽化した職員トイレの改修、規格に合わない（床面積）大人用トイレの改修、洋式トイレを設置すること。	学校教育部 施設給食課	教職員の更衣室・休養室の男女別設置、職員トイレの改修及び洋式トイレの設置につきましては、現在策定中の市公共施設等総合管理計画を踏まえ、具体的な対応方針を定める個別の施設計画を策定する中で、検討してまいります。	継続
168	168. 肢体不自由児が在籍する学校にエレベーターや昇降機を設置すること。全校への障害者トイレの設置をすすめること。	学校教育部 施設給食課	エレベーターの新たな設置につきましては、困難であると考えております。障害者トイレについては、全校に設置しております。	継続
169	169. 全校に児童・生徒の男女別更衣室を設置すること。	学校教育部 施設給食課	男女別更衣室につきましては、年齢を考慮する中で、教室を男女に区分して実施しており、新たな更衣室の設置については、困難であると考えております。	継続
170	170. 温水シャワーを保健室と支援学級に設置すること。	学校教育部 施設給食課	温水シャワーにつきましては、必要に応じ、設置しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
171	171. 国の学校図書標準数を参考にし、学校図書費を増額し、学校図書室の拡充を図ること。	学校教育部 教育指導課	学校の図書購入費につきましては、引き続き、増額に努めてまいります。学校における読書環境の充実については、各ユニバーシティセンターエリアには、各ユニバーシティセンターエリアに1人配置している学校図書及び各小中学校の可書教諭を中心に、進めてまいります。	変更
172	172. 小学校の修学旅行の行き先については、各学校の自主性を尊重すること。	学校教育部 教育指導課	小学校の修学旅行の行き先につきましては、引き続き、各校において、教育課程上の目標を設定し、決定してまいります。	継続
173	173. 小学校・中学校・幼稚園の学校園管理費、教育振興費などの予算を増額すること。	学校教育部 教育政策総務課 施設給食課 学務課 教育指導課	学校園管理費、教育振興費などにつきまして、引き続き、予算の確保に努めてまいります。	変更
174	174. 小学校の給食調理の民間業務委託は見直し、自校直営方式にすること。栄養職員の全校配置と給食調理員の採用をおこなうこと。	学校教育部 施設給食課	給食調理業務の民間委託につきまして、市小学校給食調理業務委託計画に基づき、給食調理員の退職等の人員状況や調理施設の状況を勘案し、実施しており、栄養教諭の全校配置及び給食調理員の採用については、困難であると考えております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
175	175. 学校司書を計画的に増やし、各学校に配置すること。	学校教育部 教育指導課	学校司書につきましては、平成28年度から配置しており、その成果を検証する中で、適正な配置を調査・研究してまいります。	変更
176	176. 学校園のプールやグラウンドの年間複数校の改修年次計画を策定すること。可能な小学校に小プールの設置を検討すること。	学校教育部 施設給食課	プールやグラウンドにつきましては、優先度の高いものから計画的に改修しておりますが、小プールの新たな設置については、困難であると考えております。	変更
177	177. 図書館の窓口業務委託計画は見直すこと。	社会教育部 中央図書館	図書館運営につきましては、サービスの維持向上のため、市社会教育推進計画に基づき、引き続き、効果的・効率的な運営に努めてまいります。	継続
178	178. 子ども図書室を市内に増やすこと。	社会教育部 中央図書館	子ども向けの図書施設につきましては、現在、中央図書館・東図書館・駅前図書館に子ども図書室又は子ども図書コーナーを設置しており、今後とも、子ども読書活動の推進に努めてまいります。	継続
179	179. 図書室を設置しているコミセンなどの公共施設については、市民が利用しやすいよう工夫をすすめること。	社会教育部 中央図書館	コミュニティセンター内に設置している図書館分室の充実につきましては、各分室の利用状況を踏まえ、今後、総合的に判断してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
180	180. 市民の要望をふまえて、DVDやCDなど図書 の充実をはかるための予算を増やすこと。	社会教育部 中央図書館	DVDやCDにつきましては、著作権 により貸出しが制限されているものが多 くあり、充実は困難であると考えており ますが、引き続き、市民の要望を参考に 選書を行い、蔵書の充実を図ってまいり ます。	継続
181	181. 全ての市立図書館に市職員司書を配置すること。	社会教育部 中央図書館	市職員司書につきましては、中央図書 館及び西北・南・東北・西南の各コミュ ニティセンター内にある4分室に配置し ており、東図書館・市駅前図書館におい ても、半日程度配置しております。	変更
182	182. 市民や団体の意見や要望を反映させるために、 図書館協議会を復活すること。	社会教育部 中央図書館	図書館に対する意見や要望につきまし ては、社会教育委員や図書館関係団体が 5、随時、御意見を伺っていることか ら、図書館協議会の復活は考えておりま せんが、引き続き、市民から幅広い御意 見を頂くよう努めてまいります。	変更
183	183. 学童保育について、指導員が継続して働き続け ることができるよう、待遇改善をはかること。 指導員の欠員状態を解消すること。	社会教育部 青少年課	指導員の待遇改善につきましては、引 き続き、調整を進めてまいります。ま た、指導員については、欠員状態の解消 に向けて、採用に努めてまいります。	変更

番号	要望事項	社会教育部	所管課	現状及び今後の方針	備考
184	184. 学童保育について、加配指導員も含めての必要な研修を実施すること。	社会教育部	青少年課	学童保育にかかわる者に対する研修につきましては、障害児研修、発達・アレルギーに関する研修などを実施してまいります。	新規
185	185. 学童保育について、専用施設の確保と施設設備の必要な改善をすすめること。	社会教育部	青少年課	学童保育の施設につきましては、市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、専用施設の確保と施設整備を実施してまいります。	新規
186	186. 全児童対策事業との一体化はしないこと。モデル事業としてすでに始まっている連携においては、指導員と協議し学童保育事業の活動を保障すること。	社会教育部	青少年課	学童保育と全児童対策事業の一体化につきましては、同一小学校内等で両事業を実施し、全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、留守家庭児童会の生活の場としての機能は担保されております。	変更
187	187. 「子どもの権利条約」を具体化するために、市民的議論をふまえ、「寝屋川市子どもの権利条例」の制定を検討すること。	こども部 学校教育部	こどもを守る課 教育政策総務課	子どもの人権につきましては、「子どもの命を守る」視点から、「子どもを守る宣言」を行うとともに、児童虐待、いじめの防止等に積極的に取り組んでいるところです。 寝屋川市子どもの権利条例の制定については、その必要性も含め、調査・研究してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
188	188. 市独自の高校生奨学金制度の復活を検討すること。	学校教育部 教育政策総務課	成26年度から、大阪府において、国立、公立及び私立高等学校等に在学する人のうち、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しておりますが、本市での給付型奨学金の創設は、困難であると考えております。	継続
189	189. 戦争資料、平和資料の収集に市として責任を持つてとりくみ、市民が学習できる平和学習室を設置すること。	人・ふれあい部 人権文化課	平和に関する資料につきましては、市民に戦争の悲惨さ、平和の尊さ及び大切さの認識を深めていただくため、中央公民館に資料を展示しており、平成27年度からは展示コーナーを拡充しております。今後、資料の充実を図ってまいります。	継続
190	190. 文化財保護のための学芸員を配置すること。第二京阪道路の建設に伴って発掘収集された文化財は、府文化財センターから譲り受け、市で管理して、市民への公開をすめること。	社会教育部 文化スポーツ室	学芸員につきましては、現在、有資格者を配置し、文化財保護に取り組みしております。第二京阪道路の建設に伴う埋蔵文化財については、大阪府が調査を一括して実施しており、収集した出土遺物も大阪府が保管することとなっております。	変更
191	191. 学び館の会議室が満室の場合は、東障害者福祉センターの会議室も利用できるようにすること。	福祉部 障害福祉課	会議室につきましては、市の関係機関の事業に使用しており、一般貸出しは行っておりません。	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
192	192. 老朽化した総合センターの改修をすすめること。 とりわけ、冷暖房設備・トイレ床・非常階段などの改善を急ぐこと。	財務部 福祉部	資産活用課 福祉総務課 総合センターにつきましては、築45年が経過し、空調設備、防災設備、衛生設備等の老朽化対策が喫緊の課題であるため、緊急性の高い箇所を優先的かつ計画的に修繕等を行っております。 引き続き、トイレ、冷暖房設備など緊急性の高いものについては、計画的に修繕を行ってまいります。	新規